六　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

七～十九　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

生産技術環境課

（農産政策調整官の職務）

第百八十七条の二　農産政策調整官は、生産部の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第百八十七条の三～第百八十七条の六　（略）

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条　経営・事業支援部に、次の五課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課

輸出促進課

（削る）

食品企業課

農地政策推進課

経営支援課

（輸出促進課の所掌事務）

第百九十条　輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

四　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

五　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（新設）

五～十七　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

生産技術環境課

（新設）

第百八十七条の二～第百八十七条の五　（略）

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条　経営・事業支援部に、次の六課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課

輸出促進課

地域食品・連携課

食品企業課

農地政策推進課

経営支援課

（輸出促進課の所掌事務）

第百九十条　輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（地域食品・連携課の所掌事務）

第百九十一条　地域食品・連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

三　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。